

高額介護合算療養費の支給申請がはじまりました

□平成20年4月から、医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が著しく高額になる場合、その自己負担を軽減するために、「高額介護合算療養費制度」が設けられました。

この制度は、各医療保険上の世帯ごとに、毎年8月1日から翌年の7月31日（基準日）までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担分の合算額が、**下表**の限度額を超えている場合に支給されるものです。（医療分については高額療養費の計算対象になったものがこの制度でも対象となります）

平成21年度のみ、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16か月分の自己負担額で計算した支給額と、平成20年8月1日から21年7月31日までの12か月分の自己負担額で計算した支給額を比べて、多いほうを支給します。

□ 1年間の自己負担限度額

※表中（ ）内の金額は、平成20年4月から平成21年7月までの16か月で合算した場合

加入保険 ・ 年齢		長寿医療制度 +介護保険 (75歳以上)	国民健康保険など の医療保険 +介護保険 (70～74歳)	国民健康保険などの 医療保険 +介護保険 (70歳未満)
所得区分				
現役並み所得者 上位所得者		67万円（89万円）	67万円（89万円）	126万円（168万円）
一 般		56万円（75万円）	56万円（75万円）	67万円（89万円）
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	31万円（41万円）	31万円（41万円）	34万円（45万円）
	低所得者Ⅰ	19万円（25万円）	19万円（25万円）	
所得区分				
・ 現役並み所得 同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方				
・ 上位 所得 者 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯の方				
・ 低 所 得 者 Ⅱ 同一世帯の全員が住民税非課税の方				
・ 低 所 得 者 Ⅰ 低所得者Ⅱのうち、全世帯員の所得が必要経費・控除（年金の場合は 控除額を80万円として計算）を差し引いたときに 0 円になる方				

注：上記の限度額から超えた金額が500円未満の場合は、差額分は支給されません

□支給申請は、基準日（7月31日）に加入している医療保険者に申請してください。

申請の際は、平成20年4月1日から平成21年7月31日までの「医療保険でいくら負担したかの自己負担額証明書」と「介護保険での自己負担額証明書」（どちらも全員分）、印鑑、振込先の通帳が必要です。自己負担額証明書は医療・介護それぞれの保険者が発行します。

○ 多久市国民健康保険または佐賀県の長寿医療制度に加入の方

平成20年4月1日から平成21年7月31日まで多久市の国民健康保険（または佐賀県の長寿医療制度）に加入し、なおかつ佐賀中部広域の介護保険に加入していた場合は、自己負担額証明書は不要です。

また、**多久市の国民健康保険（または佐賀県の長寿医療制度）と佐賀中部広域連合の介護保険の自己負担額のみ**を合算し、支給対象となった方は多久市（または佐賀県後期高齢者医療広域連合）から、12月中にお知らせ通知を送付します。

通知が届かない場合でも、支給の対象となる場合がありますのでお問合わせください。

○ 上記以外の方

くわしい申請方法等は、基準日に加入している各医療保険者にお問合わせください。

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159
佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476